

**サイクリングの「きっかけ」づくり事業（企業におけるサイクリング活用促進事業）**  
**業務委託に関する仕様書【プロポーザル用】**

**1 業務名**

サイクリングの「きっかけ」づくり事業（企業におけるサイクリング活用促進事業）

**2 委託業務の目的**

いわき市内企業の社員等を対象に、参加者のマネジメント能力向上等を図る研修プログラムとしてサイクリングを活用したチームビルディングを実施することにより、市内の一般のサイクリストだけではなく、企業等の自転車利活用による持続性のある自転車文化を浸透させ、市全体でサイクリングに親しむ気運の醸成を図ることにより、いわき市を自転車フレンドリーな地域にすることを目的とする。

**3 委託業務期間** 委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

**4 事業概要**

(1) サイクリングを活用したチームビルディング研修の実施

いわき市内企業の社員等を対象に、参加者のマネジメント能力向上等を図る研修プログラムとして、サイクリングを活用したチームビルディング研修（以下、「研修」という。）を次のとおり実施する。

ア 令和8年1月末までに研修を3回以上、1回につき10～15名程度で実施する。なお、各回の参加者の所属団体等については、単独か複数かを問わない。

イ 日程については、参加する企業等との調整により決定し、実施日は1日か複数日かを問わない。

ウ 研修においては、各回の参加者を3～5名程度のグループに分け、実際に自転車で走行する。

また、走行する際には、各グループにいわき市公認サイクリングガイド等の有識者を1名配置し、安全面に配慮する。

エ 以上の内容を通して、参加者の企画力、管理力、意思決定力、コミュニケーション能力等の向上を図る。

(2) 研修実施後のヒアリング調査、検討会の実施

各回の研修実施後、参加者等を対象として、研修内容に関するヒアリングを実施する。

また、市内企業等への普及に向けて、研修内容等の向上を図る検討会を実施する。

**5 委託業務の内容**

(1) 研修の実施

ア 研修の企画、運営

令和8年1月末までに研修を3回以上実施すること。

研修の内容は、参加者の企画力、管理力、意思決定力、コミュニケーション能力等の向上を図るものとし、チームビルディング等の企業研修に精通している者や、いわき市公認サイクリングガイド等

の有識者の監修のもとに作成し、発注者の確認を得ること。

研修の参加費は無料とし、レンタサイクルや会場使用料、保険料などの研修の実施に必要となる経費について、委託費に含めること。

#### イ 企業等との調整

市内企業等から、研修1回あたりの人数が10～15名程度となるよう参加者を確保するとともに、必要となる連絡、調整等を行うこと。

実施を依頼する企業等については受注者からの提案とし、発注者と協議の上で決定する。なお、参加企業等は各回で異なるようにすること。

企業等との調整の際には、研修の内容や趣旨について記した資料等を作成の上、十分に説明を行うこと。

#### ウ 参加企業等への社内報やSNS等による発信依頼

研修に参加した企業等に対し、研修の内容や実施の様子、参加者の感想等をSNSや社内報等で発信するよう依頼すること。

### (2) 研修実施後のヒアリング調査、検討会の実施

#### ア 研修実施後のヒアリング調査の実施

各回の研修終了後、参加者等を対象として、研修内容に関するヒアリングを実施すること。ヒアリングした内容については、取りまとめの上、発注者に報告すること。

#### イ 研修内容の改善等に関する検討会の実施

研修内容に関するヒアリングを実施した後、発注者や研修内容の構築に参画した有識者等を交え、研修内容等の向上を図る検討会を1回以上実施すること。

## 6 成果品

実績報告書（正本・副本1部ずつ）

## 7 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 統括責任者通知書（仕様書様式第1号）
- (2) その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

## 8 統括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

## 9 事業実施にあたっての打合せ

受注者は、本業務の期間において、発注者との間で随時打合せを行うものとする。また、関係機関への説明及び連絡・調整については、発注者と連携して行うこと。

## 10 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを発注者に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて発注者に帰属することとし、一切のデータ等を発注者に納品すること。